

姫路市監査委員	甲 良 佳 司
同	芝 野 稔
同	川 島 淳 良

令和3年度 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により標記監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果報告を公表します。

なお、1から4までの監査結果は、令和4年5月31日以前の結果であり、監査委員 甲良佳司、芝野稔、宮本吉秀、川島淳良の合議によるものです。

- 1 財政局定期監査結果報告書
- 2 健康福祉局（後期）定期監査結果報告書
- 3 産業局定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書
- 4 定期監査（工事監査）結果報告書
- 5 都市局定期監査及び関係出資団体監査結果報告書
- 6 建設局定期監査結果報告書
- 7 水道局定期監査結果報告書

令和3年度 財政局定期監査（行政監査を含む。）結果報告書

1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

(2) 監査の対象

財政局

財政課、管財課、契約課、工事技術検査室

(3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、リスク点検シート、リスク評価シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度等を総合的に考慮して、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点を設定した。

(4) 監査の主な実施内容

監査は、財務事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかなどの視点で実施した。

(5) 監査の実施場所及び日程

監査事務局及び現地

令和4年2月21日から同年4月19日まで

2 監査の結果

監査の結果、次に指摘する事項を除き、おおむね良好に処理されているものと認めた。

(1) 収入関係事務

ア 一般土地建物貸付料(管財課)

イ 工事契約解除に伴う違約金(契約課)

これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。

早期徴収に努められたい。